

対象防火設備一覧表

	対象(注1)	報告時期
1	建築基準法施行令第16条で定める建築物に設けられる防火設備	毎年4月1日から翌年3月31日まで、1年ごと (注4)(注5)(注6)
2	<p>以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備</p> <p>○病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)                      ○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)                      ○寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)                      ○就寝用途の児童福祉施設等</p> <p>・助産施設、乳児院、障害児入所施設                      ・助産所                      ・盲導犬訓練施設                      ・救護施設、更生施設                      ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(注2)                      ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム                      ・母子保健施設                      ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(注3)</p>	
3	建築基準法施行細則第8条に基づき指定する建築物に設けられる防火設備	

(注1)外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

(注2)宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

(注3)利用者の就寝の用に供するものに限る。

(注4)前回の報告日から起算して1年を経過する日がある場合には、属する月の末日が提出期限となる。

(注5)第1回目の報告については、次の通り経過措置がある。

①平成28年6月1日に現に存するもの

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに第1回目の報告

②平成28年6月1日から平成29年3月31日までの間に検査済証の交付をうけたもの

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに第1回目の報告

③平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に検査済証の交付をうけたもの

平成31年4月1日から平成31年5月31日までに第1回目の報告

④平成29年6月1日以降に検査済証の交付をうけたもの

経過措置の対象外

(注6)対象防火設備が設置されている建築物について、新築または改築工事の検査済証の交付を受けたときは、その建築物の検査済証交付直後の報告時期のみ免除される。